

平成21年2月

(仮称)川崎市地球温暖化対策条例における市による地球温暖化対策について

**川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局
川崎市環境局地球環境推進室**

1

内 容

市役所から温室効果ガス排出状況

市による温暖化対策

検討の考え方

2

I 市役所から温室効果ガス排出状況

エコオフィス計画温室効果ガス排出量の内訳

単位：CO₂換算量 (tCO₂)

項目	電力の使用	都市ガスの使用	その他燃料の使用	自動車・船舶の走行	合計
2006年度	54,151	28,938	2,968	20,656	106,713
2007年度	52,072	29,777	2,691	20,558	105,098
増減	2,079	839	278	98	1,616
削減率	-3.8%	2.9%	-9.3%	-0.5%	-1.5%

市役所(廃棄物焼却、下水道処理等除く)からの温室効果ガス排出量は減少

低炭素型市役所を目指し、率先的な取組が必要

市役所全体の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の内訳

項目	廃棄物焼却	下水処理	笑気ガス	市立学校等	エコオフィス対象	計
2006年度	143,679	91,295	930	17,436	106,713	360,052
2007年度	151,324	95,917	167	17,386	105,098	369,892
増減	7,645	4,622	763	50	1,616	9,840
比率	5.3%	5.1%	-82.0%	-0.3%	-1.5%	2.7%

市役所全体では増加

3

II 市による温暖化対策

計画における施策の拡充 — 地球温暖化対策推進法改正

○ 自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務(実行計画)
(川崎市役所環境管理システム)

すべての自治体で実行計画の策定

○ 地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務(地域推進計画)
(川崎市地球温暖化対策地域推進計画)

都道府県、政令市、中核市、特例市における施策についての計画策定

地方公共団体実行計画 (新地域推進計画)

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画策定
・庁舎・施設の省エネ対策 等

○ 以下について計画策定
・自然エネルギー導入の促進
・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
・公共交通機関、緑地その他の地域環境整備・改善 等
○ 都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映

法改正等の動向とともに、市の特性等を踏まえた総合的な計画を策定し、施策を推進する必要

地域の施策や事業の実施

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力

4

Ⅱ 市による温暖化対策

想定される規定事項

総合的な計画を策定し、施策を推進することなどについて規定

- ・計画に盛り込むべき内容
- ・あらかじめ審議会の意見を聴くなど、策定プロセス
- ・進捗管理など

市として取り組むべき具体的な項目について規定

- ・循環型社会の形成、緑地保全及び緑化の推進などについて規定
⇒施策の基本的事項との整理が必要

事業者としての市が率先して実施する取組事項を規定

- ・低炭素型市役所の構築に向けた率先的な取組事項について規定

5

Ⅲ 検討の考え方

考え方

- 地球温暖化対策に係る計画を策定し、計画的に対策を推進
その実効性担保のため、年次報告書等を活用
- 低炭素型市役所の構築に向けた率先取組を盛り込む

対応の方向性

- 計画策定及び進行管理の根拠として、自治体の条例で規定してはどうか
- 率先行動についても規定することについて検討してはどうか

6